



申告相談

2月16日(木)～3月15日(木)

申告に関する注意

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告の相談会を行います。早めに準備して、所定の会場で申告を済ませてください。申告に関してご不明な点がありましたら、事前にお気軽にご相談ください。

■問い合わせ 税務課市民税係 (☎②0214)

申告が必要な人

- 1 農業・営業等による事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得等のある人。
- 2 勤務先から源泉徴収票が提出されていない給与収入のある人（1か所で年間30万円以下の給与収入があるなど）。
- 3 給与所得者で給与以外の所得があった人、または2か所以上から給与を受けた人。
- 4 日給で働く給与所得者や、中途退職により年末調整が済んでいない人、または医療費控除などを受けようとする人。
- 5 公的年金等の所得のみで、社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除・医療費控除な

どを受けようとする人。

- 6 寡婦（夫）控除、障害者控除を受けようとする人。ただし、その控除が給与で年末調整済み場合は、申告は不要です。
 - 7 非課税証明書が必要な人。
- ▽給与所得には、パート・アルバイトの所得も含まれます。
- ▽所得税の確定申告書を提出した人は、市民税・県民税の申告書の提出は不要です。

申告に必要なもの

- 1 申告用紙（すでにお持ちの場合）
- 2 印鑑（朱肉を使用する印鑑）
- 3 給与・公的年金等の源泉徴収票（扶養親族分もご持参ください）
- 4 郵便局や保険会社等から送付される「支払調書」等の受取

金額が分かるもの。

- 5 所得税が還付される場合は、申告者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの。
- 6 農業・営業等による事業所得、不動産所得のある人は、帳簿や通帳、領収書など収入・支出金額が分かるもの。
- 7 医療費控除を受けようとする人は、領収書と保険金等で補てんされた金額の明細書。
- 8 生命保険料、地震保険料、平成18年末までに契約締結された長期損害保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金、寄附金などの各種領収書・控除証明書。

- 1 申告用紙は、税務課、各地域局、各地域市民センターに備えています（市から個人あてに申告書の送付はしません）。
- 2 収入がなかった人や、遺族年金・障害年金・失業給付金等の非課税所得のみの人も申告が必要です。
- 3 介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合があります。事前に「障害者控除対象者認定書」の発行を市役所で受け取って、ご持参ください。

また、医療費控除の対象となるおむつ代は、最初の年は医師の証明が必要ですが、2年目からは介護保険の主治医意見書により、証明書の発行が市役所のできる場合があります。

詳しくは、保険課介護保険係（☎②0299）または、各地域局へお問い合わせください。

申告にあたってのお願い

申告会場が混み合うことが予想されますので、次のとおりご協力をお願いします。

- 1 申告書を作成済みで、提出のみの場合は、税務課および各地域局で随時受け付けます（郵送可）。

- 2 各申告会場でも受け付けていますので、この場合は順番待ちの必要はありません。
- 3 農業所得のある人は、領収書等を整理し、収入ごと・経費ごとにまとめ、収支内訳書を作成してご持参ください。
- 4 医療費控除を受けようとする人は、事前に医療を受けた人、医療機関ごとに領収書を分け、集計しておいてください。

また、保険金等で補てんされた金額（高額療養費、出産育児一時金など）があれば同様に整理・集計し、内訳書を作成しておいてください。

なお、領収書の日付は、平成23年中のものであることを必ずご確認ください。

- 4 国民年金保険料、国民年金基金掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告書に証明する書類（控除証明書や領収書）の添付が義務付けられていますので、必ずご持参ください。

住 宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける人、事業所得の申告を初めてする人、税務署から申告書を送付された人、青色申告の人は、高梁税務署（向町・☎②2546）で、申告をお願いします。

ご注意ください

申告をしていないと…

- ▶ 保育園の入園、市営住宅入居の申し込み等の各種申請に必要な所得証明、課税証明書が発行できない場合があります。
- ▶ 国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している人は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。

④ 市県民税で、寄附金の税額控除を受けるには、「寄附金税額控除申告書」に寄附金受領証明書を添付して提出してください。申告書は税務課および各地域局、各申告会場に備えています。

また、確定申告で寄附金控除の適用（2千円を超える部分）を受けるときは、市へ申告書を提出する必要はありません。

なお、地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）については、基本控除に加え、2千円を超える部分について一定の限度まで、特例控除が適用されます。



確定申告

平成23年分の確定申告・納期限

所得税・贈与税	3月15日(木)
消費税・地方消費税 (個人事業者)	4月2日(月)

詳しい情報は、e-Tax ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp/> へ

- ◆ 申告会場 高梁税務署 2階
- ◆ 相談時間 午前9時～午後5時
- 問い合わせ 高梁税務署 (☎②2546)